

令和6年度 第一級海上特殊無線技士講習（国家試験免除）

（この講習は公益財団法人日本無線協会が行う養成課程ですので、国家試験が免除になります。）

この免許は、第二級、第三級及びレーダー級の操作範囲を含むほか、無線電話による国際通信が行える資格で、諸外国の 200 海里漁業水域で漁船が沿岸国への出入国や漁獲量等の報告や、国際航海に従事する船舶が港務通信の設定及び通信を直接できるので、特に船長や航海士に必要な資格です。

平成 14 年 2 月 1 日以降、無線設備を有する総トン数 20 トン以上の船舶に乗船する甲板部職員は、国際航海に従事する船舶では『第一級海上特殊無線技士』、国際航海に従事しない船舶では『第二級海上特殊無線技士』以上の資格所持が義務付けられています。

1. 講習日程（資格条件 A に該当する英語免除の方は、開講初日より 4 日間が免除で後半 3 日間の講習です。）

日 程	定 員	締 切 日
令和 6 年 12 月 12 日(木) ～ 令和 6 年 12 月 18 日(水)	40 名	11 月 22 日(金)
資格条件 A： 令和 6 年 12 月 16 日(月) ～ 令和 6 年 12 月 18 日(水)		

※次の資格条件に該当する場合は免除科目があります。

資 格 条 件	免除科目
<u>A</u> :①船舶職員法による船舶職員(船長・航海士・機関長・機関士・通信長等)であって、国際航海に 2 年以上従事した経歴を有する ②学校教育法による高等専門学校・大学を卒業、もしくは 2 年次以上修了した	英語(22 時間)及び 英語修了試験
<u>B</u> :第一級陸上無線技術士又は、第二級陸上無線技術士の免許を有する	無線工学(6 時間)及び 無線工学修了試験

2. 受講資格 年齢、経歴等の制限はありません。

3. 受講料

免除なし⇒108,240 円（免許申請印紙代 1,750 円を含みます。）

A に該当⇒ 84,590 円（免許申請印紙代 1,750 円を含みます。）

B に該当⇒ 97,570 円（免許申請印紙代 1,750 円を含みます。）

4. 宿 泊 7,200 円～(税込、1 泊素泊り)

※ご希望の方は、こちらで提携ホテルを予約いたします。

5. 申込方法

この講習は完全予約制です。

まずはお電話でご予約の上、締切日迄に下記書類(①～③と④)を必ず本校へ提出、⑤受講料をお振込みください。

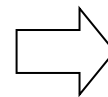
※書類・受講料の到着順に正式に受付成立とさせていただきます。

①受講申込書

②住民票 1通(受講終了時に6ヶ月以内のもの)

③写真 3枚(縦3.0cm×横2.4cm、フチ無、正面、無帽無背景、同一写真、上三分身裏に氏名と生年月日を記入してください。)

④免除書類 Aに該当⇒ ①経歴証明書(コピー不可)等
②卒業証明書(コピー不可)等
Bに該当⇒ 無線免許証の写し



※ご不明な場合は
お問合せください。

⑤受講料 締切日までに、同封の払込取扱票(郵便局)か、下記銀行口座にお振込みください。
三井住友銀行尾道支店(普通)No.355326 一般財団法人尾道海技学院 公益事業部

6. 注意事項

①この講習を受講すると国家試験の受験は免除されていますが、規定の講習時間をすべて受講し、講習の最後に実施される修了試験に合格しなければ免許証は交付されません。

不合格の場合、再試験及び再講習はできません。再度最初から受講していただくことになります。

②講習当日集合の方は、午前8時50分までに学院へ集合してください。前日から宿泊される方については、個別に「受付通知書」を送付してご案内いたします。

遅れるときは必ずご連絡をお願いします。

③特殊無線技士(国際無線電話)を取得されている方は受講する必要はありません。

④キャンセルの場合はキャンセル料として10,000円いただきます。

⑤最少開講人員13名に満たないときは開講しません。予めご了承ください。

⑥この講習は全日本海員組合の海技資格取得研修補助の対象となっていますので、組合員の方は事前に最寄りの海員組合に補助申請の手続きをすれば、受講料の全額と往復の交通費実費相当額(居所変更した場合のみ)が、組合より補助されます。

※但し、費用は講習終了後の精算となりますので、講習受講時は受講料等をお支払いください。

7. お申込先及び講習場所

※JR 新尾道駅、JR 尾道駅からタクシーで7～8分です。

一般財団法人 尾道海技学院

〒722-0025 広島県尾道市栗原東二丁目 18-43

TEL0848-37-8111 FAX0848-37-8110